令和７年９月定例議会　報第１１号　参考資料

令 和 ６ 年 度

健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の 報 告

香　芝　市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
○ 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
○ 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求　等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限、再生振替特例債　等

	（参考）地方債協議・許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県：2.5% 市町村：財政規模に応じ2.5～10%	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25～15%	都道府県：5% 市町村：20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	―	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25～20%	都道府県：15%（※） 市町村：30%（※）
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	18%	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率		都道府県・政令市：400% 市町村：350%	―
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	10%	20%	―

健全化判断比率等の対象について

（地方公共団体財政健全化法）

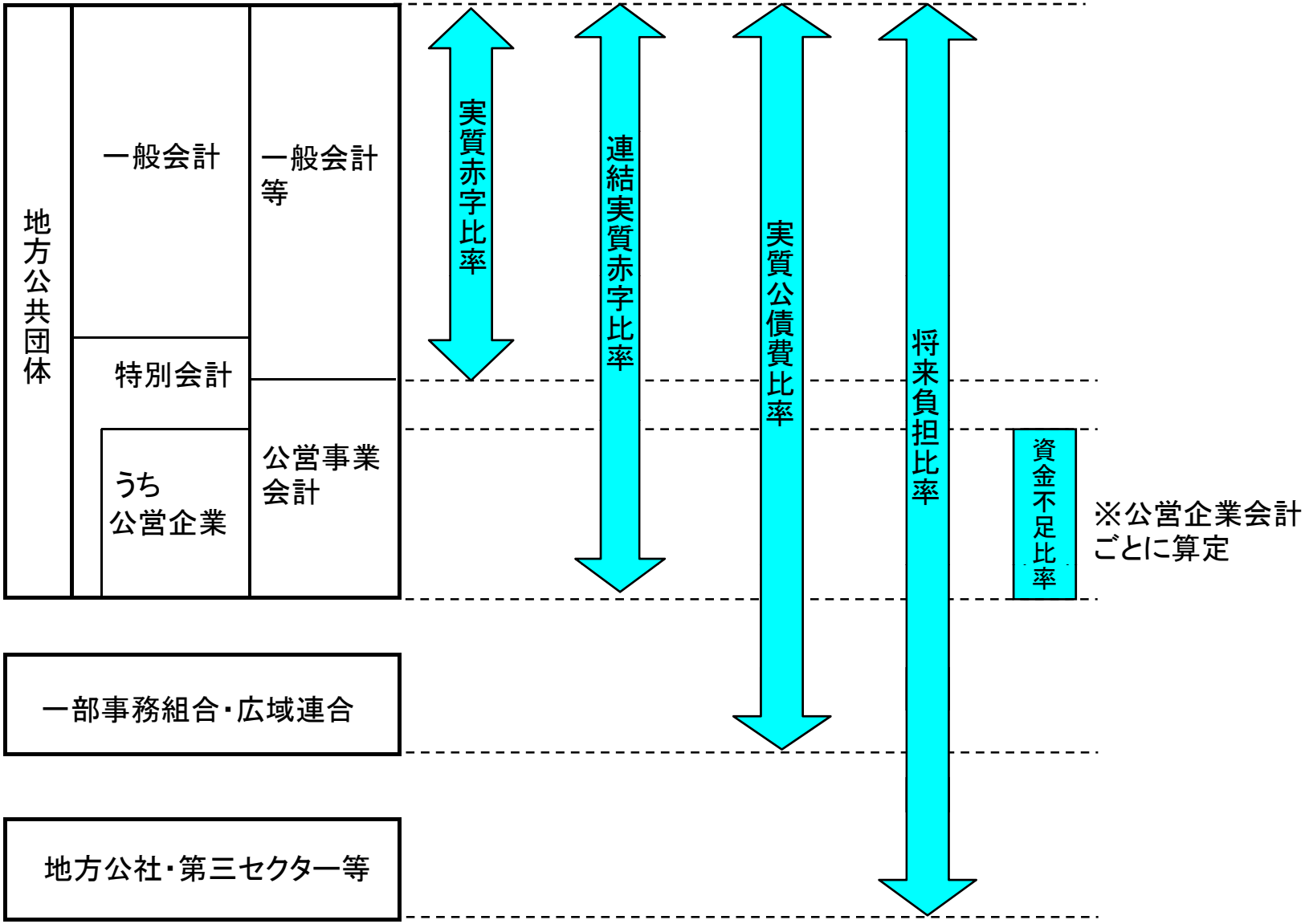

第１　健全化判断比率について

地方公共団の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標である。

１　実質赤字比率

一般会計及び土地取得特別会計を合わせた会計（以下、「一般会計等」という。）の決算における赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表した指標である。

⑴　算出式

実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額÷標準財政規模×１００

実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

なお、実質収支が黒字で、繰上充用額が発生しない場合は、その黒字額をマイナス数値として算定する。

⑵　令和６年度の比率算出

実質赤字比率＝－６９９，９９９千円÷１７，３８０，９１２千円×１００＝－４．０２％

２　連結実質赤字比率

全会計に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表した指標である。

⑴　算出式

連結実質赤字比率＝連結実質赤字額÷標準財政規模×１００

連結実質赤字額は、以下ア及びイの合計額がウ及びエの合計額を超える場合の当該超える額である。

ア　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

イ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ウ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

エ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

⑵　令和６年度の比率算出

連結実質赤字比率＝－３，８７０，０７１千円÷１７，３８０，９１２千円×１００＝－２２．２６％

３　実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債に係る元利償還金及び準元利償還金の大きさを、標準財政規模に対する割合で表した指標である。

⑴　算出式

実質公債費比率＝｛(元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋公債費に係る基準財政需要額算入額)｝÷（標準財政規模－元利償還金＋準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）×１００

準元利償還金は、以下の合計額である。

ア　満期一括償還地方債を、償還期間を３０年とする元金均等年譜償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額

イ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ　一部事務組合及び地方開発事業団（以下、「組合等」という）への負担金及び補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ　一時借入金の利子

⑵　令和６年度の比率算出

実質公債費比率＝｛（２，７９７，１０６千円＋４２９，２０２千円）－（４９，８０５千円＋１，６２５，６４１千円）｝÷（１７，３８０，９１２千円－１，６２５，６４１千円）×１００＝９．８％

⑶　３カ年平均の比率算出

（令和６年度比率９．８％＋令和５年度比率１０．７％＋令和４年度比率１１．４％）÷３＝１０．７％

４　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（以下、「将来負担額」という。）から充当可能な財源を控除した分の大きさを、標準財政規模に対する割合で表した指標である。

⑴　算出式

将来負担比率＝（将来負担額－充当可能基金額－特定財源見込額－地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）÷（標準財政規模－元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）×１００

将来負担額は、以下の合計額である。

ア　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）

ウ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ　連結実質赤字額

ク　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

⑵　令和６年度の比率算出

将来負担比率＝（４０，９８７，８３５千円－１０，５２２，９８３千円－１５，８３２千円－２３，１８４，３０６千円）÷（１７，３８０，９１２千円－１，６２５，６４１千円）×１００＝４６．１％

第２　資金不足比率について

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

１　水道事業

⑴　算出式

資金不足比率＝資金不足額（流動負債＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額）÷事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）×１００

⑵　令和６年度の比率算出

資金不足比率＝（１８９，００８千円＋０円－２，２６０，７８２千円－０円）÷（１，５６１，１２３千円－７４８千円）×１００＝－１３２．７％

２　下水道事業

⑴　算出式

資金不足比率＝資金不足額（流動負債＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額）÷事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）×１００

⑵　令和６年度の比率算出

資金不足比率＝（２７６，１８６千円＋０円－１，０９９，７４６千円－０円）÷（８２５，８１７千円－０円）×１００＝－９９．７％

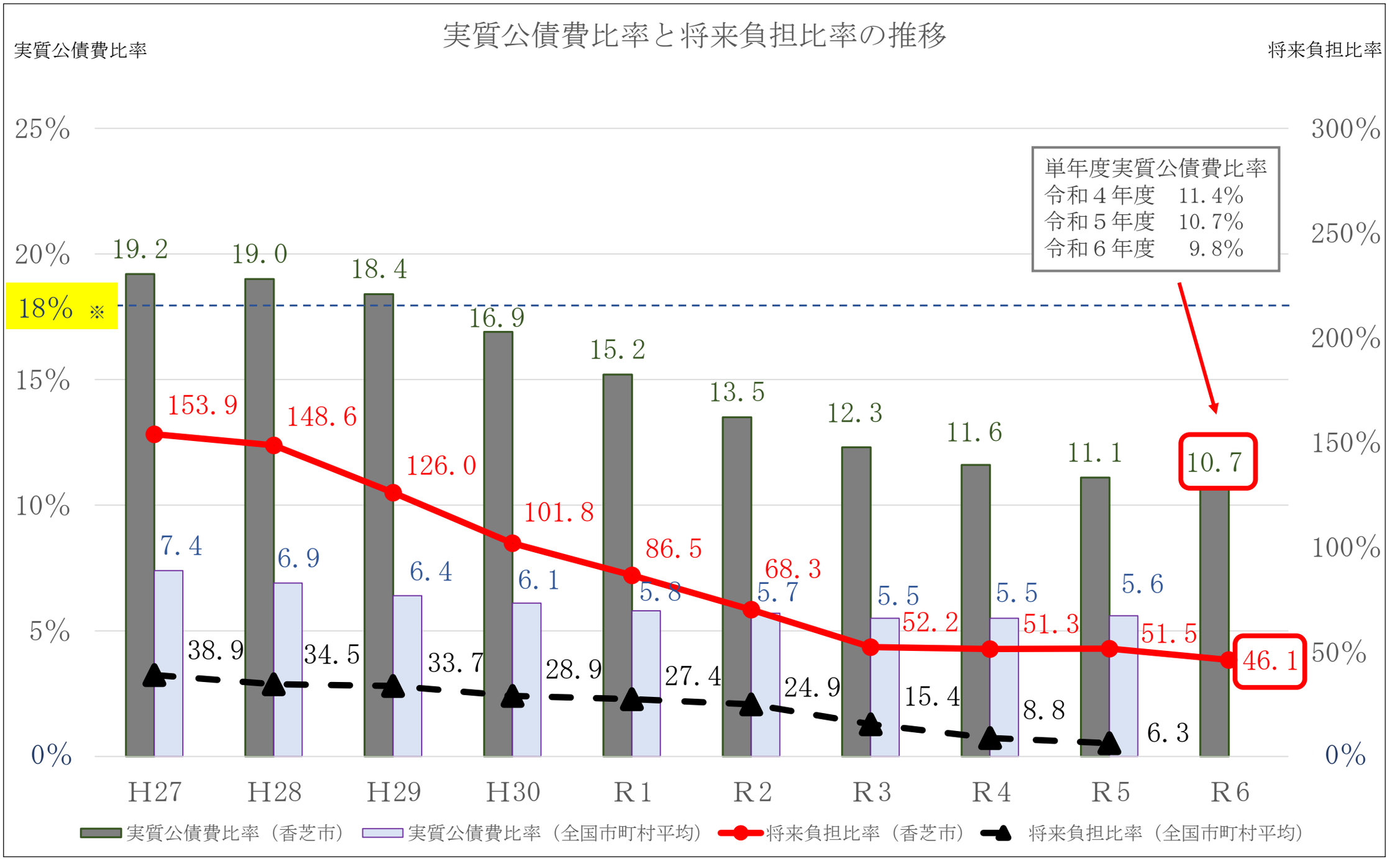

※　地方債協議・許可制移行基準